

令和 8 年 7 月 31 日

熊本県健康福祉部長 殿

環境省自然環境局長

避難施設・仮設住宅等へのペットの同居について（依頼）

この度の令和 8 年熊本地震における貴県の甚大な被害について、心からお見舞い申し上げます。

避難所等で避難生活をされている被災者の皆様の中にはペットを飼っている方もいます。環境省では、被災者の救護と支援の観点から、1. 避難所等での対策、2. 被災者のペットの一時預かり、3. 仮設住宅での対策といった、ペットに関する対応が必要と考えております。貴県とはこれらの事項について、意見交換をさせていただいており、環境省としては、最大限の支援をして参りたいと考えています。

貴県では既に避難施設を運営するとともに、順次、みなし仮設住宅、仮設住宅、復興住宅等（以下「避難施設・仮設住宅等」という。）の建設、供与の準備をされることとなりますが、ペットを飼っている被災者にとって、ペットと生活を共にすることは、生活に潤いを与え、心の支えにもなっております。ペットと離れて暮らさなくてはならないこと、手放さなくてはならないことは、心的な負担を生じさせることにもつながるため、避難施設・仮設住宅等には、ペットとの同居が可能な住宅が提供されることが望まれます。

については、避難施設・仮設住宅等の整備、運営又は供与に当たっては、ペットの同居についてご配慮いただくとともに、避難施設・仮設住宅等の整備、運営に関わる市町村へも依頼いただきますよう、ペットを飼っている被災者の皆様へのご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、ご配慮いただくに当たっては、人とペットの災害対策ガイドライン（環境省 平成 30 年 3 月発行 ※）の「応急仮設住宅でのペットとの同居」（P69～71）及び「応急仮設住宅での飼い主支援」（P105～114）が参考となります。

※人とペットの災害対策ガイドライン掲載ウェブサイトの URL

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3002.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html)

連絡先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：佐藤（啓）・小林（輔）・岡部・齋藤

Tel : 03-3581-3351（代表）